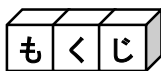


京都あぐい便り



近畿農政局京都支局
発行:平成30年10月1日



P1・・・平成31年度農林水産予算概算要求について

P2・・・平成31年度農林水産予算概算要求について／国産ジビエ認証施設の第1号認証について

P3・・・現場だより「若い力で伊根町の農業を元気にしていきたい！岩井 龍也さん(伊根町)」

P4・・・京都府農業の現状、近畿農政局京都支局からのお知らせ

「平成31年度農林水産予算概算要求について」

農林水産省では、攻めの農林水産業を展開し、成長産業にするとともに、美しく伝統のある農山漁村を次世代に継承するため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく農林水産業全般にわたる改革を着実に実行するための予算として、総額2兆7,269億円(対前年度比118.5%)を要求しています。

このうち、公共事業費は8,308億円(同比121.1%)、非公共事業費は1兆8,962億円(同比117.3%)となっています。また、非公共事業を含めた農業農村整備事業関係予算(NN関係予算)は5,305億円で、前年度に比べ22%増の、増額要求となっています。

予算は、8つの柱に沿って要求しており、このうち、林業及び水産関係予算を除く6つの柱について、以下に主な事業の概要を記載させていただきます。なお、詳細は農林水産省ホームページを御覧ください。

1 担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

- ◆ 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化に必要な額のうち農地中間管理機構の事業運営や地域等に対する協力金の交付等に必要な額を要求。
- ◆ 多様な担い手の育成・確保と農業の「働き方改革」の推進のうち、農業分野の人材確保といった喫緊の課題に対応するため、担い手の育成確保を引き続き図ると共に、農業の働き方改革を推進するため農業経営法人化支援総合事業、新規就農の促進等を行う農業人材力強化総合支援事業を引き続き実施。

2 水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

- ◆ 水田活用の直接支払交付金については、米政策改革の定着に向け、飼料用米・麦・大豆等の戦略的作物の本作化等を進めるために必要な額として、前年度と同額の3,304億円を要求。
- ◆ 産地が自主的に行う米の安定販売等の取組へ支援。米粉の需要拡大への取組を引き続き支援。
- ◆ ゲタ対策、ナラシ対策といった経営所得安定対策については、所要額を要求。
- ◆ 農業農村整備事業により高収益作物への転換に向けた水田の畑地化・汎用化を推進。
- ◆ 平成31年1月から開始する収入保険制度の実施に必要な経費として335億円を要求。

3 強い農業のための基盤づくりと「スマート農業」の実現

- ◆ 農業農村基盤整備については各事業とも増額要求しており、このうち、ため池緊急対策として、下流の家屋等に被害を及ぼすおそれの高いため池について、緊急的・総合的に支援するための所要額を要求。
- ◆ 持続的な農業の発展に向けた生産現場の強化については、産地・担い手の発展状況に応じて、必要な機械・施設整備を切れ目なく支援するため、従来の強い農業づくり交付金と経営体育成支援事業を統合して、新たに「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」として275億円を要求。また、従来の品目ごとの対策を大括り化して、野菜、果樹、茶、花き等の持続的な生産力の強化に向けて、現場の課題解決になる機動的な対応を可能にするため、持続的生産強化対策事業として224億円を要求。
- ◆ 上記のほかに、①畜産・酪農の競争強化、②生産資材価格の引下げ、流通・加工の構造改革、③「スマート農業」の実現と農林水産・食品分野におけるイノベーションの推進に必要な予算を要求。③のうち、ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用したスマート農業の全国展開を加速化するため、モデル農場における体系的かつ一貫した形での技術実証の支援に必要な予算として、新規で50億円を要求。

〈次ページへ続く〉

4 農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化

- ◆ 農林水産業の輸出力強化については、海外需要創出等支援と輸出環境整備として、「JFOODO 日本食品海外プロモーションセンター」による戦略的プロモーション活動のために必要な58億円を要求。
- ◆ また、グローバル産地の形成に向けた支援を図るため、新規で2億円を要求。
- ◆ 規格・認証、知的財産の戦略的推進については、①GAP拡大の推進、②GI(地理的表示)保護制度の活用、③海外への植物品種等の流出防止対策、④JASの制定・国際化等に向けた取組を引き続き支援するため、それぞれ必要な額を要求。
- ◆ 農林水産物・食品の高付加価値化については、①食料産業・6次産業化交付金による加工直売やバイオマス利活用、②6次産業化の推進、③食育・消費拡大を支援するため、それぞれ必要な額を要求。

5 食の安全・消費者の信頼確保

- ◆ ①農薬や肥料等の生産資材の安全の確保、②薬剤耐性対策、③消費・安全対策交付金による重要害虫対策等、④家畜伝染病の発生予防・蔓延防止、⑤産地偽装の取締強化に必要な額を要求。

6 農山漁村の活性化

- ◆ 日本型直接支払の実施については、①多面的機能の発揮に向けた地域活動を支援する多面的機能支払交付金、②中山間地域等における農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金、③環境保全型農業の活動の推進に引き続き取り組むための環境保全型農業直接支払交付金を引き続き要求。
- ◆ 中山間地農業の所得向上を始めとした農山漁村の活性化については、①中山間地農業ルネッサンス事業において、中山間地農業が置かれている状況を踏まえつつ、地域の特色を活かした多様な取組を支援するため、優先枠等として500億円を要求。②農山漁村振興交付金において、「農泊」の取組をさらに推進するために63億円を要求するとともに、このほか農山漁村の定住条件の強化等に向けた取組を推進するために必要な予算を要求、③鳥獣被害防止対策やジビエの利活用の推進を図るために124億円をそれぞれ要求。
- ◆ 再生可能エネルギーの導入・活用の推進については、①太陽光発電、②木質バイオマスなど、再生可能エネルギーの導入・活用を引き続き支援するため、必要な予算額を要求。

【お問い合わせ先】

近畿農政局京都支局 (電話)075-414-9015・9081

国産ジビエ認証施設の第1号認証について ～「京丹波自然工房」(株式会社ART CUBE)～

農林水産省では、衛生管理基準及びカットチャートによる流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保等に適切に取り組む食肉処理施設の認証を行う「国産ジビエ認証制度」(以下「制度」という。)を本年5月18日に制定し、より安全なジビエに対する安心の確保を図る制度の適用を行ってきたところです。この度、国産ジビエ認証委員会により登録された認証機関(一般社団法人 日本ジビエ振興協会)において、認証申請のあった「株式会社ART CUBE」が運営する食肉処理施設「京丹波自然工房」の審査が行われた結果、制度に規定する全ての要件を満たすと認められたため、「国産ジビエ認証施設(第1号)」の食肉処理施設に認証されました。

【京丹波自然工房の概要】

- ◆所在地: 京都府京丹波町 ◆事業者名: 株式会社 ART CUBE
- ◆整備時期: 平成25年度 ◆取扱獣種: シカ及びイノシシ
- ◆年間処理頭数: 402頭(府内: 381頭 大阪: 21頭)(平成28年度)
- ◆従事者数: 7名(うち4名はジビエハンター: 現場に赴き止め刺し等を行う。)
- ◆主な販路: 首都圏のレストラン・小売店や「高島屋」に精肉を供給。
ネットショップ展開



〈中核処理施設「京丹波自然工房」〉

【特徴的な取組】

- ◆ 独自の衛生管理マニュアルに基づき、全ての工程の作業記録を作成。品質・衛生管理を徹底。
- ◆ 大手百貨店高島屋と連携し、約1年かけて衛生面や安全性の確認を受け、高級ブランドとして高島屋洛西店で29年7月から常設販売。30年9月からは京都店でも常設販売開始。



〈イノシシのロース〉

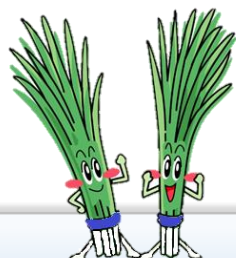


〈高島屋洛西店での常設販売〉

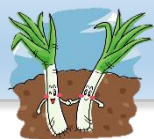
【お問い合わせ先】

近畿農政局農村振興部農村環境課 (電話)075-414-9052

現場だよ！



若い力で伊根町の農業を元気にしていきたい！ 岩井 龍也さん（伊根町）



主にビニールハウス20棟で1年間に九条ねぎを2作、水菜を1作されており、JAに出荷されています。

京都こだわり農法(※)に取り組まれており、農薬や化学肥料を減らしながら継続的で安定した生産を行っています。

※「京都こだわり農法」とは、「たい肥と有機質肥料による健康な土づくり及び輪作を基本とする京都の伝統栽培方法と最新の技術の組み合わせにより、農薬や化学肥料を減らしながら継続的で安定した生産をめざす栽培方法」のことです。

生産された九条ねぎは、規格外の物も有効活用されています。同じ地区内で作られた味噌の中に混ぜ込んで作られる「のつけて食べる京野菜みそ」の商品開発にも取り組まれ、道の駅等で販売されています。



現在の悩みは地域の農家の減少と農作物への獣害だそうです。

地域の特産品である薦池(こもいけ)大納言小豆とそばは、需要があるため作れば売れるが、人手が足りないので栽培面積を増やせないと、もどかしい思いを持っておられます。

地域で新規就農者を受け入れ、若い力で伊根町の農業を元気にしていきたいと考えられています。



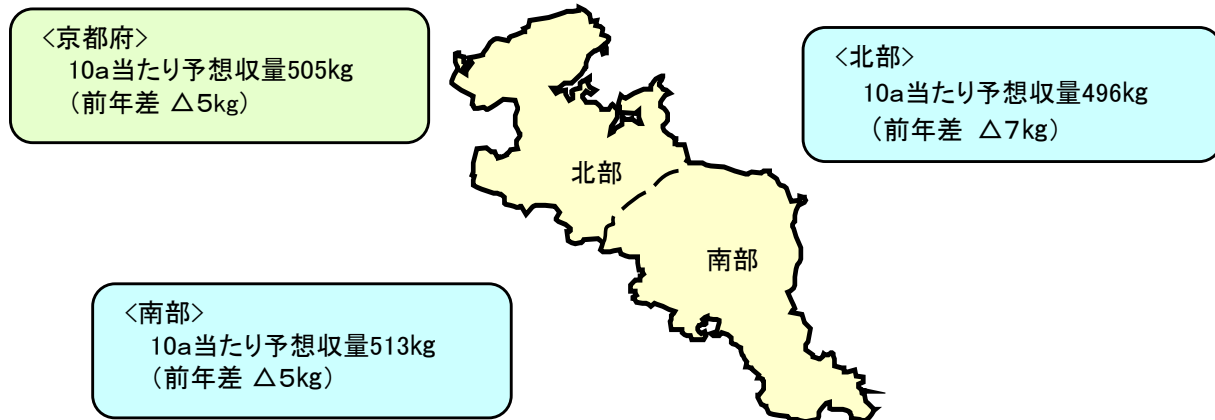
京都府農業の現状

平成30年産水稻の作付面積及び9月15日現在における作柄概況（京都府）

主食用作付見込面積は1万3,900haの見込み

10a当たり予想収量は505kg（前年産に比べ5kg減少）の見込み

図 作柄表示地帯別の10a当たり予想収量（9月15日現在）



- 本調査における作柄概況（9月15日現在）は、その後の気象が平年並みに推移するものとして作柄予測を行った。したがって、今後の気象条件等により作柄は変動することがある。
- この資料は、「平成30年産水稻の作付面積及び9月15日現在における作柄概況（近畿）」（平成30年9月28日公表）の補足資料として作成したものである。

資料：近畿農政局統計部

～近畿農政局京都支局からのお知らせ～

お彼岸も過ぎ、日増しに秋の気配が感じられるようになりました。

今年の夏以降は、地震、豪雨、台風、猛暑と記録的な気象災害の連続で、特に9月4日に近畿地方を通過した台風21号は京都府内の農業にも大きな被害をもたらしました。被害に遭われました皆様には心よりお見舞い申し上げます。

近年の気象災害は、これまでの経験則が役に立たなくなっており、農業経営にも計り知れない影響を与えることから、大きなリスクとなっています。

こうしたなかで、平成31年1月からほとんど全ての農産物を対象に収入減少を補てんする収入保険が始まり、その受け付けが10月1日から各地域の農業共済組合において開始（加入申請期間は10月1日～11月30日）されます。

この収入保険は、青色申告を行っている農業者の方が対象となり、自然災害による収量減少に加え、価格低下なども含めた農業収入の減少を総合的に補てんする全く新しい保険で、ほとんどの農産物が対象（マルキン等が措置されている肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外）となることから、農業経営のセーフティネットにもなります。

もちろん、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度についても引き続き存続しますので、農家の皆様方の経営内容に応じて、選択して加入できます。これらの制度と併せて収入保険の加入についても検討されてはいかがでしょうか。

収入保険に関するお問い合わせは、お近くの農業共済組合までお願いします。

お問い合わせ先：近畿農政局京都支局

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL:075-414-9015 FAX:075-414-9057

ホームページ：<http://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/kyoto/index.html>

